

工場製作を含む工事の 技術者要件の取扱いについて

「工場製作を含む工事」の発注において

参加資格として配置予定技術者に施工経験を求める場合

施工実績として認める工事の算定期間を

次のとおり見直します。

現行

工期（工期の終期は工事完成年月日とする。）の2分の1以上従事していること。



令和7年4月～

現場施工期間（工期の終期は工事完成年月日とする。）の2分の1以上従事していること。

○対象案件

- ▶ 対象
 - ・配置予定技術者に施工実績を求める工事
- ▶ 「工場製作を含む工事」とは
 - ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含んでいる工事
 - ・そのうち、施工経験として求める従事期間を現場施工期間の1 / 2以上とすることが適当な工事

○入札時の手続き

- ▶ 配置予定技術者について
 - ・工場製作期間と現場施工期間で異なる技術者を配置できる。
 - ・その場合は、それぞれ期間の配置予定技術者の確認資料が必要。
 - ・工事経験を求めるのは、現場施工期間に配置する技術者のみ。
- ▶ 総合評価落札方式について
 - ・評価対象は、現場施工期間での配置予定技術者のみ。

○契約後の手続き

- ▶ 配置技術者について
 - ・工場製作期間と現場施工期間で異なる技術者を配置する場合は、それぞれの配置予定技術者から選任・配置することとする。